

2023(令和5)年11月1日

各事業場殿
各受講者殿

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
福島県支部

『テールゲートリフター特別教育(学科教育)講習』開催のご案内

労働安全衛生規則の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第33号)及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件(令和5年厚生労働省告示第104号)が令和5年3月28日に公布され、貨物自動車に設置されているテールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作業務が、労働安全衛生法第59条第3項に基づく特別教育の対象となり、令和6年2月1日施行日以降は、下記のカリキュラムによる特別教育(義務化)を受けた者でなければ、テールゲートリフターを使用した荷役作業を行うことができなくなります。

つきましては、陸災防福島県支部では、講習科目のうち「学科教育講習」を下記の日程にて講習会を開催いたしますので、受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 開催時間 ~~12:00~17:30~~ ⇒ **12:30~17:00** (10月11月講習と時間が変更になりました)

2. 開催場所・日程 福島県トラック協会 各会場(申込状況に応じ、講習会を追加致します。)

開催場所		開催日		定員
県本部	福島市飯坂町平野字若狭小屋32 (TEL:024-558-9011)	12月14日		各100名
県中支部	郡山市喜久田町卸三丁目5 (TEL:024-963-0780)	12月7日		各100名
県南支部	西白河郡泉崎村大字泉崎字夏針15-1 (TEL:0248-21-7167)	12月5日	12月12日	各100名

3. 対象者 テールゲートリフターを直接操作する者及びテールゲートリフターに備え付けられた荷のキャスト・ストッパー等の操作、昇降板の展開・格納など、テールゲートリフターを使用する者も含む。

4. 講習科目と時間 (厚生労働省告示第104号 令和5年3月28日：安全衛生特別教育規程第7条の4)

	科 目	講習時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	1.5H
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	2.0H
	関係法令	0.5H
実技教育	テールゲートリフターの操作の方法	2.0H 以上
※ 実技教育は、所属事業場にて実施願います。		

5. 申込方法 (必ず電話をしてから御申込み願います。)

- (1) 受講申込は事前に電話で予約を行って下さい。但し、予約だけでは受講できません。「受講申込書」の提出(FAX可)と「受講料」をお支払い頂いて正式申込となります。
- (2) 「受講申込書」に必要事項を記入し、FAX又は当協会までご持参ください。
- (3) 申込期間は、**11月1日～受講日の10日前**、但し、各会場定員に達し次第締切ります。

6. 申込先

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 福島県支部 (略称：陸災防/陸運労災防止協会)

TEL：024-558-9011 FAX：024-559-1161

〒960-0231 福島市飯坂町平野字若狭小屋32

7. 受講料

会員	8,800円 (テキスト代、消費税込)
非会員	11,000円 (テキスト代、消費税込)

- (1) 受講料は、受講日の10日前迄に事務局窓口支払い、現金書留、銀行振込により納入して下さい。(銀行振り込みの際の振込手数料は受講者側負担でお願いします。)
- (2) 振込先：福島信用金庫本店 普通預金 0168943
名義「陸上貨物運送事業労働災害防止協会 福島県支部」

8. その他

- (1) 本講習修了者には、「学科教育受講証明証」を交付いたします。
- (2) キャンセルは、講習日の10日前迄可能ですが、それ以降は受講料の返金はできません。受付後の受講者の変更は、講習日の5日前まで可能ですが、変更は1回迄とします。
※ 会場の都合及び事変等により変更又は中止する場合があります。

〈申し込みは、別紙「受講申込書」【電話で予約を入れてから送って下さい。】